

別紙 4

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産経営基盤継承支援事業）

第 1 事業の構成

本事業は次に掲げるものにより構成される。

- 1 推進事業
- 2 施設整備事業（基金事業）
- 3 施設整備事業（予算事業）

第 2 事業の要件

本事業を実施する場合にあっては、次の全ての要件を満たすものとする。

- 1 子等の後継者が不在であるため第三者に畜舎・家畜等の経営資源を継承する意向のある経営体であって、別紙 1 の第 3 の（2）から（10）のいずれにも該当しない者（以下「後継者不在経営体」という。）、当該経営資源を譲り受け、又は借り受けようとする新規就農者・雇用労働者等の第三者（以下「経営継承者」という。）、及び経営継承者以外で当該経営資源を取得しようとする者等が、畜産クラスター協議会（以下「協議会」という。）の構成員として参画していること。
- 2 畜産クラスター計画において、後継者不在経営体の経営資源等を継承する経営継承者が位置付けられており、経営資源等の継承を円滑に実施するための取組、取組に参画する協議会の構成員及びその取組における構成員の役割を明らかにした上で、畜産クラスター計画の目的、取組の内容、行動計画及び期待される効果が記載されていること。

第 3 推進事業

1 事業の内容

協議会が行う、後継者不在経営体の経営資源（畜舎等施設及び施設用地等）を経営継承者に円滑に継承するための権利調整等の取組を支援するものとし、補助対象経費及び補助率は別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、協議会とする。

3 目標年度及び成果目標

本要領第 6 の事業評価における本事業の目標年度及び成果目標は以下のとおりとする。

（1）目標年度

事業実施年度の翌年度から概ね 5 年を超えない範囲内で事業実施主体たる協議会が定めるものとする。

（2）成果目標

後継者不在経営体の経営資源等を経営継承者に継承すること。

4 事業の実施手続

- （1）事業実施主体は、別記様式第 1 号により事業実施計画を作成し、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を所管する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出し、その承認を受けるものとする。

- （2）事業実施主体が（1）の事業実施計画を提出するに際しては、事業実施主体が所

在する都道府県知事の意見を聴くものとする。

- (3) 事業実施計画の提出を受けた地方農政局長等は、事業実施計画の内容について、5の審査基準に基づき審査を実施し、妥当であると認められるときは、これを承認するものとする。
- (4) 事業実施計画の承認を行った地方農政局長等は、その内容を畜産局長、都道府県知事及び基金管理団体に通知するものとする。
- (5) 事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、(1)及び(3)に準じて変更の承認を受けるものとする。
 - ア 事業の中止又は廃止
 - イ 事業実施主体の変更
 - ウ 補助額又は事業費の3割を超える変更

5 事業実施計画の審査

事業実施計画に係る審査基準は次に掲げるものとする。

- (1) 事業内容の妥当性
 - ア 事業内容が、地域の生産基盤の強化につながるものとなっているか。
 - イ 後継者不在経営体の経営資源等が経営継承者に継承されることが確実となっているか。
- (2) 事業計画の妥当性、効率性
 - ア 手法、日程等に無理がなく、目的に沿った実現性はあるか。
 - イ 事業効果は適切なものであるか。
 - ウ 事業効果の達成のために、日程、作業手順等が効率的であるか。
- (3) 事業実施体制の妥当性
 - ア 協議会等の組織及び体制が、事業実施のために適切なものとなっているか。

6 補助対象経費等

- (1) 基金管理団体は、本事業に直接必要な別表1及び別表2の経費について、予算の範囲内で協議会に補助するものとする。
- (2) 補助対象経費
 - 補助の対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。
 - なお、その経理に当たっては、別表1及び別表2の費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

(3) 補助の対象とならない経費

事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は補助の対象とならないものとする。

- ア 国の他の補助事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組の経費
- イ 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ウ 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
- エ その他当該事業の実施に直接関連のない経費
- オ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)

7 事業実施状況等の報告

- (1) 事業実施主体は、事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第2号により事業の実績報告書を作成し、地方農政局長等に報告するものとする。

なお、補助金の交付に係る事業の実績報告は、基金管理団体が別に定めるところによるものとする。

- (2) 事業実施主体は、事業実施年度の翌々年度から目標年度までの間、毎年度の6月末日までに、別記様式第3号により事業実施状況報告書を作成し、地方農政局長等に報告するものとする。

8 事業の評価等

- (1) 事業実施主体は、自ら事業の評価を行い、3の(1)の目標年度の翌年度の7月末日までに、別記様式第4号により事業の成果状況を作成し、地方農政局長等、都道府県知事及び基金管理団体に報告するものとする。

- (2) (1)により報告を受けた地方農政局長等は、事業の成果状況の報告内容について、点検評価し、必要に応じて、都道府県知事及び基金管理団体と連携し、事業実施主体を指導するものとする。

- (3) (1)により報告を受けた地方農政局長等は、(2)により行った評価結果を畜産局長に報告するものとする。

第4 施設整備事業（基金事業）

1 事業の内容等

本事業は、後継者不在経営体の施設を経営継承者が良好な経営資源として活用可能な状態で継承するために必要な当該施設の補改修の取組を支援するものとし、事業実施主体、取組主体、事業の要件等については、2及び3に定めるもののほか、別紙1に準ずるものとする。

2 施設整備事業（基金事業）における要件

対象となる施設整備は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 後継者不在経営体の施設を経営継承者が良好な経営資源として活用可能な状態で継承するために必要な、別紙1の第1の1の(1)、(2)及び(3)の施設の補改修に限ること。
- (2) 補改修する施設は、経営継承者に貸し付け、一定期間貸し付けた後に譲渡し、又は譲渡することを予定しているものであること。

3 施設整備事業（基金事業）における特例

- (1) 後継者不在経営体を経営継承者に本事業で補改修した施設を譲渡する場合は、「当該施設の残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額－補助金額」により算出される額以内とすること。

- (2) 別紙1の第4の1の(1)の「中心的な経営体であって、第3の(1)から(9)までのいずれかに該当する者」とあるのは「後継者不在経営体」と、同第6の2の「目標年度における成果目標を次のとおり設定」とあるのは「目標年度までに収益を10%以上向上し、経営継承者に経営資源を継承する成果目標を設定」とし、同第6の2の(1)及び(2)の規定、別紙1の別表1の区分の欄の1の(1)家畜飼養管理施設における補助対象基準の欄の1、(2)家畜排せつ物処理施設における補助対象基準の欄の1のア及び(3)自給飼料関連施設における補助対象基準の欄の1の規定は、適用しない。

- (3) 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度以降、後継者不在経営体から経営継承者

が経営資源を継承するまでの間、経営資源の継承に向けた取組状況を別記様式第5号により、毎年7月末までに都道府県知事に報告するものとし、報告を受けた都道府県知事は、別記様式第6号により、速やかに畜産局長、地方農政局長等及び基金管理団体へ報告するものとする。

第5 施設整備事業（予算事業）

本事業は、以下に定めるところによるほか、第4の施設整備事業（基金事業）に準ずるものとする。

1 施設整備事業（予算事業）における特例

- (1) 都道府県知事は、後継者不在経営体が行う施設の補改修に要する経費の一部を補助することができるものとする。
- (2) この場合における別紙1の技術的読み替えは別添4の別表2のとおりとし、別紙1の第8の1の(7)から(12)までの規定は、適用しない。
- (3) 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度以降、後継者不在経営体から経営継承者が経営資源を継承するまでの間、経営資源の継承に向けた取組状況を別記様式第5号により、毎年7月末までに都道府県知事に報告するものとし、報告を受けた都道府県知事は、別記様式第6号により、速やかに畜産局長及び地方農政局長等へ報告するものとする。

別表1（第3の1関係）

事業名	補助対象経費	補助率等
推進事業	畜舎等施設及び施設用地等を経営 継承者に継承するための権利調整 等に必要な経費	定額、100万円以内とする。

別表2（第3の1関係）

費目	細目	内容	留意事項
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な 会議等を開催する場合の会場費と して支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な 郵便代、運送代にかかる経費	・切手は物品受払簿で管理するこ と。
	借上費	事業を実施するために直接必要な 事務機器等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な 資料等の印刷に係る経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な 図書、参考文献の経費	
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な 以下の物品にかかる経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又 は一度の使用によって消費されそ の効用を失う物品（3万円未満のも のに限る。） ・CD-ROM等の記録媒体（3万円未満 のものに限る。）	・消耗品は物品受払簿で管理する こと。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な 会議の出席又は技術指導を行うた めの旅費として、依頼した専門家に 支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な 事業実施主体が行う資料収集、各種 調査、打合せ等の実施に必要な経費	
賃金		事業を実施するために直接必要な 業務を目的として本事業を実施す る民間団体等が雇用した者に対し て支払う実働に応じた対価（日給又 は時間給）の経費	・雇用通知書等により本事業にて 雇用したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び 作業日誌を整備すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部 分（例えば、用地の権利調整、用地 の測量、登記手続き等）を他の者（事	・委託を行うに当たっては、第三者 に委託することが必要かつ合理的・ 効果的な業務に限り実施でき

		業実施主体が民間企業の場合、自社を含む。)に委託するために必要な経費	るものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とはなり立たない分析、試験等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な委託費等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う通勤の経費	

※ 賃金は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に準じて算定するものとする。

別記様式第1号（第3の4の（1）関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

畜産クラスター協議会会長

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産経営基盤継承支援事業（推進事業））実施計画の（変更）承認申請について

〇〇年度において、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産経営基盤継承支援事業（推進事業））を実施したいので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙4の第3の4の（1）に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

（注）関係書類として、事業実施計画書を添付すること。

推進事業実施計画書

1 事業実施主体名：

2 総括表

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	事業実施主体	
	円	円	円	

3 後継者不在経営体名、年齢及び住所：

4 経営継承者名、年齢：

5 後継者不在経営体の経営概要

(1) 経営形態：

(2) 飼養形態：

(3) 労働者数：

(4) 飼養頭数：

(頭数内訳：)

(5) 飼養施設容量：

(6) 草地面積：

(7) 放牧面積：

(8) 飼料自給率：

(9) 堆肥化手法：

(10) 堆肥利用方法：

(11) 経営概要：

6 後継者不在経営体の現状

--

7 経営資源の継承予定年月：

8 経営継承者の研修の状況等

--

9 経営継承者の畜産クラスター計画における役割

--

10 事業内容

--

11 事業効果

--

添付資料

1. 協議会の規約
2. 畜産クラスター計画
3. 別表2の細目を活用した事業費積算
4. 事業費の算出の根拠となる資料
5. 都道府県知事の意見

別記様式第2号（第3の7の（1）関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

畜産クラスター協議会会長

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産経営基盤継承支援事業（推進事業））実績報告書

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙4の第3の7の（1）に基づき、事業の実績を報告します。

（注）別添として、事業実施計画の承認（変更）申請時に添付した計画書に変更箇所を加筆し、変更前後の内容を反映した計画書を添付すること。

別記様式第3号（第3の7の（2）関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

畜産クラスター協議会会長

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産経営基盤継承支援事業（推進事業））実施状況の報告について

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産経営基盤継承支援事業（推進事業））の実施状況について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙4の第3の7の（2）に基づき、別添のとおり報告する。

（注）別添として、実施状況報告を添付すること。

- 1 事業実施主体名：
- 2 後継者不在経営体名、年齢及び住所：
- 3 経営継承者名、年齢：
- 4 経営資源の継承予定年月：

5 事業内容

--

6 実施期間

事業開始日	事業完了日	備考
年 月 日	年 月 日	

7 成果目標の取組状況

--

別記様式第4号（第3の8の（1）関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては北海道農政事務局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕
都道府県知事
基金管理団体の長

畜産クラスター協議会会長

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産経営基盤継承支援事業（推進事業））成果状況の報告について

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産経営基盤継承支援事業（推進事業））の成果状況について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙4の第3の8の（1）に基づき、別添のとおり報告する。

（注）別添として、成果状況報告を添付すること。

別記様式第4号別添

成果状況報告

- 1 事業実施主体名：
- 2 後継者不在経営体名、年齢及び住所：
- 3 経営継承者名、年齢：
- 4 経営資源の継承予定年月：

5 事業内容

--

6 実施期間

事業開始日	事業完了日	備考
年 月 日	年 月 日	

7 成果目標の達成状況

成果目標の達成状況	
所見	

注1：事業内容は、事業実施計画に記載した内容を記載する。

注2：所見は、成果目標が達成されていない場合の改善策等を記載する。

別記様式第5号（第4の3の（3）、第5の1の（3）関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

畜産クラスター協議会会長

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産経営基盤継承支援事業（施設整備事業））の取組状況報告書

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙4の第4の3の（3）（※）に基づき、別添のとおり報告します。

- （注） 1 別添として、事業総括表を添付すること。
2 下線部（※）は、施設整備事業（予算事業）の場合は第5の1の（3）とする。

事業総括表

(事業実施主体名：)

番号	市町村名	後継者不在経営体名、 年齢	経営継承者名、年齢	経営資源の 継承予定年月 (計画作成 時)	経営資源の継承に向けた取組状況

(注) 1 「経営資源の継承予定日 (計画作成時)」欄には、施設整備事業実施計画に記載した経営資源の継承予定年月を転記すること。
2 「経営資源の継承に向けた取組状況」欄には、本報告時点で見込む経営資源の継承予定年月、後継者不在経営体及び経営継承者の取組を具体的に記入すること。

別記様式第 6 号（第 4 の 3 の（3）、第 5 の 1 の（3）関係）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

〇〇農政局長

〔北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

基金管理団体の長（※1）

都道府県知事
氏 名

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産経営基盤継承支援事業（施設整備事業））の取組状況報告書

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知）別紙 4 の第 4 の 3 の（3）（※2）に基づき、別添のとおり報告します。

（注） 1 別添として、都道府県事業総括表を添付すること。

2 下線部（※1）は、施設整備事業（基金事業）の場合に限る。

（※2）は、施設整備事業（予算事業）の場合は第 5 の 1 の（3）とする。

都道府県事業総括表

(都道府県名：)

番号	市町村名	事業実施主体名	後継者不在経営体 名、年齢	経営継承者名、年齢	経営資源の 継承予定年月 (計画作成 時)	経営資源の継承に向けた取組状況

(注) 1 「経営資源の継承予定日 (計画作成時)」欄には、施設整備事業実施計画に記載した経営継承予定日を転記すること。
2 「経営の継承に向けた取組状況」欄には、本報告時点で見込む経営資源の継承予定年月、後継者不在経営体及び経営継承者の取組を具体的に記入すること。